

第72号議案

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程（昭和34年滋賀県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正

第4条第1項の表警備第7班の項を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程新旧対照表

旧				新			
第1条から第3条 省略				第1条から第3条 省略			
第4条 警備に関する業務を担当させるため、次の表の第1欄に掲げる班を置き、班長、副班長および班員は、それぞれ同表の第2欄、第3欄および第4欄に掲げる者をもつて充てる。ただし、本部長は特別の必要が生じたときは、業務の担任を変更することができる。				第4条 警備に関する業務を担当させるため、次の表の第1欄に掲げる班を置き、班長、副班長および班員は、それぞれ同表の第2欄、第3欄および第4欄に掲げる者をもつて充てる。ただし、本部長は特別の必要が生じたときは、業務の担任を変更することができる。			
総務班	教育総務課長	課長事務代決者	課員	総務班	教育総務課長	課長事務代決者	課員
警備第1班	教職員課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第1班	教職員課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第2班	高校教育課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第2班	高校教育課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第3班	幼小中教育課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第3班	幼小中教育課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第4班	特別支援教育課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第4班	特別支援教育課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第5班	人権教育課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第5班	人権教育課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第6班	生涯学習課長	上記に同じ	上記に同じ	警備第6班	生涯学習課長	上記に同じ	上記に同じ
警備第7班	文化財保護課長	上記に同じ	上記に同じ				
救護班	保健体育課長	上記に同じ	上記に同じ	救護班	保健体育課長	上記に同じ	上記に同じ
2 班長は、所属班員を指揮統制する。				2 班長は、所属班員を指揮統制する。			
3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。				3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。			
4 警備班の分担については、そのつど定める。				4 警備班の分担については、そのつど定める。			
第5条以下 省略				第5条以下 省略			